

「国民年金保険料」 納めるのが困難なときは…

国民年金

■問合せ 国保年金課年金係 ☎029-885-0340(内)117

経済的な理由等で国民年金保険料(令和5年度の保険料は月額16,520円)を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる制度があります。

※任意加入されている方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際に雇用保険被保険者離職票等のコピーを提出することで、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、所得に応じ保険料の全額、または一部(3段階に分かれます)が免除されます。

▼免除の割合と納付する額(令和5年度/月額16,520円の場合)

免除の割合	納付する額	免除の割合	納付する額
全額免除	0円	半額免除	8,260円
4分の3免除	4,130円	4分の1免除	12,390円

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

追納制度

保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間のある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、年金受給額が低額となります。しかし、10年以内に後から納付することで、**年金受給額を増やすことができます**。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

第3回 美浦村フォトコンテスト作品募集

▼美浦村HP



美浦村への誇りや愛着の醸成と村内外に美浦村の魅力を発信することを目的として、村内の四季の自然や風景、人々の暮らしやイベントなどを撮影した写真を募集します。

◇募集期間 6月1日(木)～令和6年1月31日(水)

◇作品テーマ 美浦村内の四季の自然や風景、人々の暮らしやイベントなどを撮影した『美浦村のPRポスター』にふさわしい作品

◇作品規格 A4から四つ切りワイドまでのサイズ

◇応募方法 写真の裏面に応募票(村公式ホームページまたは役場経済課で配布)をクリップ止めし、応募先へ郵送または持参 *お一人様3点まで応募可能です。

◇表彰 《最優秀賞1点》賞金20,000円 《優秀賞2点》賞金5,000円 《佳作5点》美浦村特産品

◇郵送先・問合せ 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地
美浦村観光協会(美浦村役場経済課内) ☎029-885-0340(内217)

